

## 社会福祉法人新潟県身体障害者団体連合会役員等の 報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟県身体障害者団体連合会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会出席の実費弁償)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。なお、交通費の計算方法は当法人の旅費規程によって計算する。

### (理事及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。なお、交通費の計算方法は当法人の旅費規程によって計算する。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。なお、交通費の計算方法は当法人の旅費規程によって計算する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

(適用除外)

第7条 法人本部・施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成23年3月8日から適用する
- 2 この規程は、平成27年3月13日から適用する

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席	なし	3,000円
評議員会出席	なし	3,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員勤務	6,700円	3,000円
監事監査指導等	10,300円	3,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
職員旅費規程を準 用	職員旅費規程を準 用	6,700	実 費